



学校教育総合プラン(第Ⅱ期)

～「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」～

☆21世紀を生きる逗子の子どもたちの育成☆



逗子市教育委員会

逗子市学校教育総合プラン 目次

学校教育総合プラン改定の背景及び趣旨	p 1
学校教育総合プランの性格及び役割	p 1
学校教育総合プランのイメージ	p 2
学校教育総合プラン全体図	p 3
I 子どもたちの学力向上	p 4
1. 個に応じた指導の充実	
①新学習指導要領の全面実施に向けた取り組み	p 5
②基礎学力定着のための個に応じた指導の充実	p 6
③「読解力」向上の取り組みの推進	p 7
④読書活動の推進	p 8
⑤校内支援体制の構築による支援教育の推進	p 9
2. 健やかな心と身体の育成	
①基本的な生活習慣の育成	p 10
②豊かな心を育む道德教育の推進	p 11
③豊かな体験活動の推進	p 12
④食育の体系化と体力づくり・健康教育の推進	p 13
II 課題に迅速に対応する学校づくり	p 14
1. 多様な教育的課題への対応	
①子どもの安全と安心の確保の推進～防災教育の推進～	p 15
②いじめ・不登校等への対応の推進	p 16
③幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進	p 17
④国際教育の推進	p 18
⑤キャリア教育の推進	p 19
⑥福祉教育の推進	p 20
⑦環境教育の推進	p 21
⑧情報教育の推進	p 22
2. 地域に開かれた学校づくり	
①地域への情報発信と学校公開の工夫	p 23
②地域教育力の活用～学校支援地域本部の設置～	p 24
③学校評価を生かした学校の改善	p 25
III 教員の指導力向上	p 26
1. 教員研修・研究の充実	
①授業研究の充実	p 27
②授業評価の活用	p 28
③地域教材の積極的活用・開発の促進	p 29
④研修事業の充実	p 30
学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について	p 31
学校教育総合プラン 用語解説	p 38

逗子市学校教育総合プランの改定について

学校教育総合プラン改定の背景及び趣旨

本市では、高度情報化、グローバル化、少子高齢化(人口減少)など社会の急激な変化を踏まえた国の教育改革や本県・本市の動向を見据えて、逗子の子どもたちに資する教育として、何を「不易」とし、何を「流行」として学校教育を進めていくのか、逗子の教育がよって立つ土台を明確にするとともに、逗子の公立学校が取り組む方向性を示す、『学校教育総合プラン』を2006年(平成18年)3月に策定しました。

この『学校教育総合プラン』は、2007年(平成19年)度から2009年(平成21年)度までの3カ年の行動プランを明示し、逗子市立小中学校において取り組みが進められ、今年度が最終年、まとめの年を迎えています。

この間、本県では2007年(平成19年)8月に本県教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」が策定され、本市では「逗子市総合計画基本計画」が2008年(平成20年)8月11日に策定されました。

また、国では2008年(平成20年)3月に新学習指導要領が公示されて、小学校は2011年(平成23年)、中学校では2012年(平成24年)からの完全実施に向けて、現在移行期間と位置付けられています。

義務教育の実施は市町村の小中学校が担い、地方分権が進む中、本市の子どもたちにどのような教育を提供し、どのような力を培っていくのかが問われています。今後、学校と教育行政そして保護者・地域の方々が互いに支えあって本市の子どもたちを育成するため学校教育を発展充実させていくことが重要です。

これからの学校教育は、基礎・基本の確実な習得とともに、「知識基盤社会」を生きる子どもたちが生き方を考え社会人として必要な勤労感・職業観を育むために、自分の進路や将来設計、進路の選択・決定に関心と意欲を持たせ、日常の学習態度や生活態度をいっそう生き生きと目的あるものに変えることが求められています。そのために、思考力・判断力・表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力を育て、確かな学力の育成に努める必要があります。さらに豊かな人間関係を構築し、日常の学校生活をいっそう充実したものに変えることが学校教育の発展につながっていきます。そのベースとして健康な心身をつくり、基本的な生活習慣を身に付けることが大切です。

本市の市立各小中学校では、市民や保護者から求められる教育課題や学区希望制、二学期制等に対応する特色ある教育課程の編成や教育活動に取り組んできたところですが、教育委員会としては、これまで取り組んできた3年間の『学校教育総合プラン』を見直しつつ、新しい教育改革の動向を踏まえながら、今後3年間の『学校教育総合プラン』改定を公募の市民をまじえて行います。

学校教育総合プランの性格及び役割

この『学校教育総合プラン』は、これまで実施してきた本市の教育施策や各学校の取り組

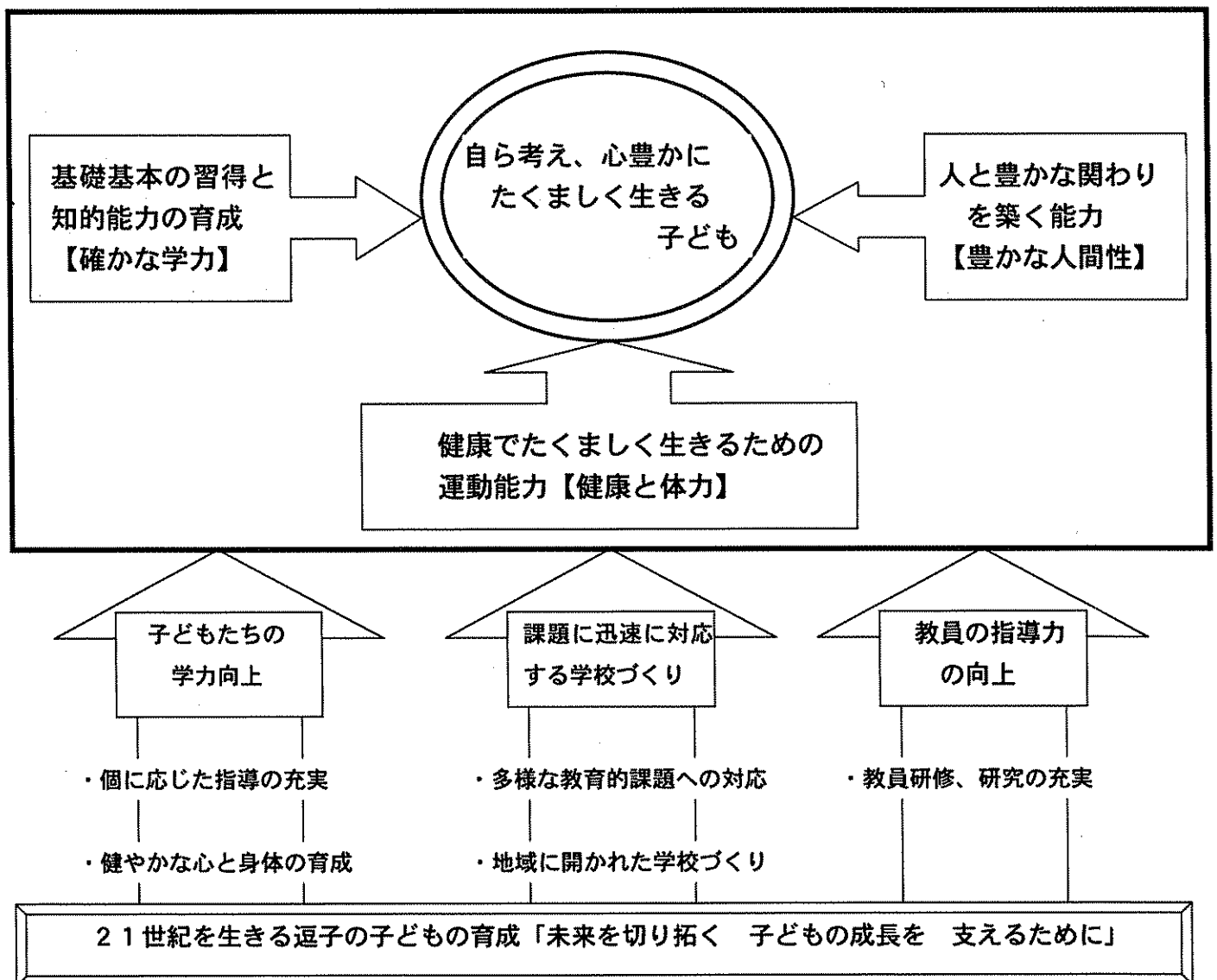
みを整理するとともに、理念的なプランではなく、これからの逗子子どもたちに培う力、そのための学校教育の進め方などについて具体的・実践的なプランとして考えてきました。

また、このプランの策定にあたり、教育専門の有識者に指導・助言をいただきました。

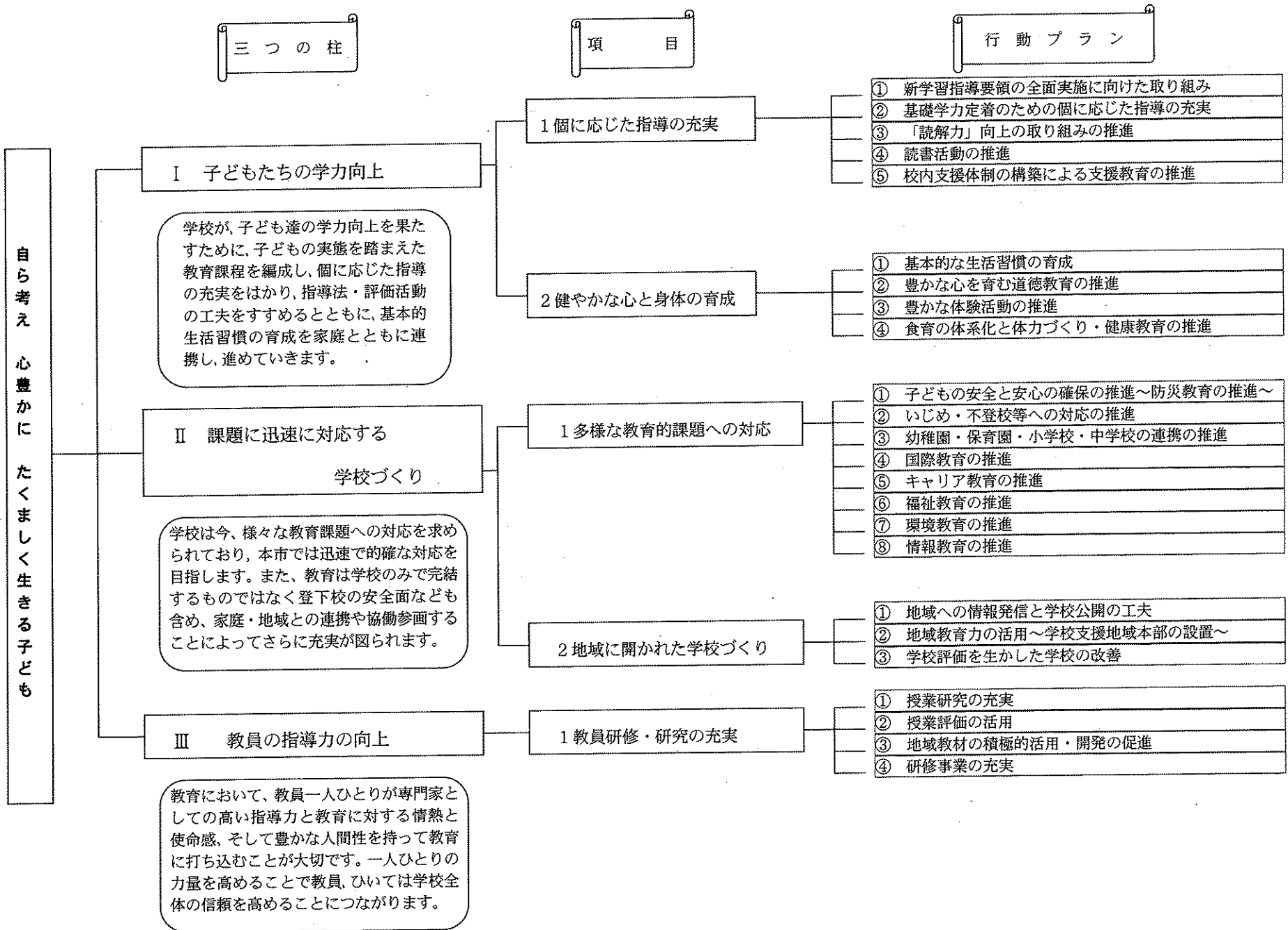
このプランの特徴は、三点あります。一点目は、学校現場の教員の代表によって検討されてきたこと。二点目は、10年・20年といった長期的な教育プランではなく、変わり行く社会情勢や今も進む教育改革に対応できるよう、プランの期間は3年とし、2年経過後さらに見直しを図っていくこと。三点目は、プランに示される範疇について、学校現場に関するもの・学校教育に関するものとし、生涯学習や社会教育に関する部分は割愛いたしました。

このような特徴をもつ『学校教育総合プラン』は、未来を切り拓く子どもの成長を支えるために、前教育長が示した『逗子子どもに培いたい三つの力』を基本にして、そのために「学校教育の基本となる学力の向上にどう取り組むのか」、「保護者や児童生徒のニーズに応える学校は何に取り組むべきなのか」、「教員の資質や指導力を向上させるためにはどのような取り組みが必要なのか」、大きく三つの柱を立てました。このプランのイメージを図にすると次のようになります。

学校教育総合プランのイメージ



○学校教育総合プラン全体図 21世紀を生きる逗子の子どもの育成 「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」



1 子どもたちの学力向上

2006年（平成18年）12月に新しい教育基本法が公布・施行され、翌2007年（平成19年）6月には学校教育法をはじめ教育三法が公布されました。これらを踏まえて、学習指導要領の改訂が進められ、2008年（平成20年）3月に小中学校の新学習指導要領が公示されました。小学校では2011年（平成23年）度から、中学校では2012年（平成24年）度から新学習指導要領が完全実施され、現在は「移行期間」と位置付けられています。

この一連の流れのなかで、変化の激しい社会、またいわゆる「知識基盤社会」をたくましく「生きる力」の重要性が改めて確認されるとともに、「学力の要素」として次の三つが明確に示されました。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

また、今回の学習指導要領で強調されている改善事項は次の事柄です。

- ◎ 言語活動の充実 ◎ 理数教育の充実 ◎ 伝統や文化に関する教育の充実
- ◎ 道徳教育の充実 ◎ 体験活動の充実 ◎ 小学校段階における外国語活動
- ◎ 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項
- 情報教育 ○環境教育 ○ものづくり ○キャリア教育 ○食育 ○安全教育
- 心身の成長発達についての正しい理解

これまでも各学校では、すべての子どもたちが共通に学習する基礎的・基本的な内容の定着に向けて、教員は一人ひとりの子どもに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育の一層の充実を図り、子どもの発達段階に応じた興味・関心等を生かし、主体的に学習に取り組めるよう指導の工夫と改善に努めてきました。

それと同時に、豊かな人間性や社会性を育むために、道徳、総合的な学習の時間などをはじめとする教育活動の中で、他者への思いやりや規範意識を育て、ともに生きるという意識を育むために様々な体験活動や、家庭・地域の方々の協力による子どもたちの将来の生き方にかかわる取り組みを推進してきました。

さらに、健康な身体に健全な精神が宿ると言われるように、学力の向上・豊かな人間性の土台となる子どもたちの体力づくりや心身の健康にも留意してきました。

この『学校教育総合プラン』では、これらの取り組みをもとに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校が子どもたちの学力の向上を果たすため、子どもたちの実態や特別な教育的ニーズを踏まえた教育課程を編成し、個に応じた指導の充実、指導法・評価活動などの工夫と改善を図り、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成などを家庭・地域とも連携を取りながら進めていきます。

具体的には「個に応じた指導の充実」「健やかな心と身体の育成」を大きな項目として挙げ、前項目に五つ、後項目に四つの行動プランを設定しました。

新たに明示された「学力の要素」を、さまざまな学習を通して子どもたちの力として育てていきたいと考えています。

1. 個に応じた指導の充実

行動プラン①新学習指導要領の全面実施に向けた取り組み

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養います。

具体的行動指針及び取り組み例

- 新学習指導要領の理念やねらいが、各学校の学校教育目標や教育課程の編成の中に具体化されている。また各教科等の指導計画に反映する。
- 各教科等の指導において、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の言語活動を充実する。
- 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られている。
- 各教科等の指導において体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習が重視され、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が進められている。
- 小学校における外国語活動により、体験的なコミュニケーション活動を通して、日本や外国の言語・文化について理解を深め、外国の人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されている。
- 総合的な学習では、限られた時数の中で一層の充実が進められ「横断的・総合的な学習であること」に加え、「探究的な学習」が進められている。

行動プラン② 基礎学力定着のための個に応じた指導の充実

学校が担う役割の一つは、子どもたちが他者との関わりの中で生きていく力、すなわち集団生活における社会性を身に付けることが挙げられます。その過程で、子どもたちは生きていくために必要な様々な力を習得していきます。しかし生活様式や価値観が多様化している現代において、画一的な一斉授業だけでは基礎学力を定着させることは難しい状況になってきています。

そこで本市では、学校の機能や教員の能力を最大限に活用し、子どもたち一人ひとりにあった学びに配慮し、指導の充実を図っていきます。具体的には教材や指導方法の工夫・改善に取り組み、発展的・補足的扱いを配慮した指導を行い、指導と評価の一体化を図ることで、学びの質の向上を目指します。

また、予習・復習を促し、子どもたちの学習習慣が確立するよう、家庭との連携を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例

- これまでの学習状況調査、や学力調査などのデータや日常的な見取りに基づいて子どもの実態を把握し、指導方法の工夫と改善を図る。
- 少人数指導やチーム・ティーチング、小集団など多様な学習形態を活用し、基礎・基本の定着を図る
- 子どもの自己評価や教員による学習評価を進め、理解不足の子どもへの早期対応を行う。
- 子どもが主体的に学習を進めていけるような学習環境を整備する。
- 各学校で学習を支援するボランティアの活用を進め、個を支援する学習環境を整える。
- 学習評価や日頃の学習活動の伝え方を工夫し、家庭学習の充実を図る。
- 長期休業期間や放課後を有効活用し、発展的・補足的学習の充実を図る。

学習活動を行っていく上で、テキスト（文章や資料）を読み解き、自分の意見を筋道を立てて述べることは大切です。このことは教科学習に限ったことではなく、社会生活を送っていく上でも、物事を考え、自分の考えを発信していく力が求められます。環境問題をはじめ様々な問題が山積している現代社会では、思考力や判断力を駆使して問題解決の方法を考え、それを自ら表現する力が不可欠になります。

これからの学習活動は、知識・技能を習得するとともに、知識・技能を活用することが求められます。一朝一夕に身に付く力ではありませんが、逗子市では、先に策定した『逗子市読解力向上プラン』をもとに、子どもたちの言葉の力の現状を把握し、必要な言語環境を整え、言語活動の充実を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 『逗子市読解力向上プラン』をもとに、国語科・各教科・総合的な学習の時間を通じて言語活動の充実を図る。
- 学習状況調査や学力調査など客観的なデータに基づいて分析を進め、指導の改善を行う。
- テキスト（文章や資料）などを正しく理解し、自分で判断し、評価しながら読みとる力を高める取り組みを進める。
- テキスト（文章や資料）に基づいて論理的に考えを進めた後、自分の考えを書いたり、発信したりする力を高める取り組みを進める。
- 様々な文章や資料を読む機会や、自分で意見を述べたりする機会を充実させ、コミュニケーション能力を育成する。

子どもの活字離れが指摘されている今日ですが、本に接し読書に親しむことは、いろいろな考えに触れ、知識を蓄え、豊かな心を育むことの基盤となります。

学校においては、読書活動につながる教育内容・指導方法の工夫により、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、「朝の読書」「読み聞かせ」など読書の習慣付けを促進することが大切です。

また、学校生活をおくる子どもたちにとって、学校図書館は読書活動の重要な拠点と言えます。子どもの読書習慣の定着と読書意欲の向上のために、学校図書館を核として、市立図書館や地域の方々との連携を図り、子どもたちが活発に図書館を活用し読書に親しむことができるようネットワークの充実を図る必要があります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 朝の読書・読み聞かせ・ブックトーク活動・親子読書など、保護者や地域との連携をとりながら、子どもの発達段階に応じた読書活動を進める。
- 「学校版子どもの読書活動推進計画」_kをもとに、各校で読書活動推進計画を進め、日常活動を通して継続・充実に努める。
- 司書教諭・学校図書館指導員、学校支援ボランティアを活用し、学校図書館の機能を活性化する。
- 貸し出し数や読書傾向の調査などを行い、子どもたちや教員のニーズにあった蔵書に計画的に取り組む。
- 教員の研修、子どもたちの調べ学習等において、学校図書館と市立図書館の連携をより進める。

行動プラン⑤ 校内支援体制の構築による支援教育の推進

支援を必要としている子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校を中心とした総合的な支援体制の構築が、今求められています。

それに応えるために、学校では校内組織の充実を図り、教育相談コーディネーター_mの活用を進めていくとともに、校内支援体制の構築と外部の専門機関との連携を図る必要があります。

さらに、子どもたちの心の問題に迅速に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに専門家や専門機関と連携し、協働することが大切です。

よりよい支援を行うために「支援シート」_nを活用し、子どもたちのライフステージを見通した指導の継続と様々な機関との連携による「縦」と「横」の支援が必要です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、校内組織の連携を図るとともに、ケース会議を充実させる。また、子どもたちのニーズを把握し子ども支援に向けた具体的対応を進める。
- 教育研究所・児童相談所・特別支援学校（養護学校）等の専門機関との連携を積極的に進める。
- 必要に応じて、支援シートによる個別の支援計画を作成し、保護者、幼稚園、保育園、小学校、中学校等が情報を共有し連携を進める。
- スクールカウンセラー・うるおいフレンド（心の教室相談員）の活用を進めるとともに、スクールライフサポーターなど学校を支援するボランティアの活用を進める。
- 保護者と学校が、子どものニーズに対する共通理解を図り、協働して支援の充実を進める。

2. 健やかな心と身体の育成

行動プラン①

基本的な生活習慣の育成

子どもたちの心身の健康問題は、深刻かつ多様化してきており、気力や学習意欲の低下など学校生活全般への影響が指摘されています。

基本的な生活習慣を確立し、子どもたちが活力ある生活を送るためには健康3原則(食事・運動・休養及び睡眠)を意識しながら、自らの生活課題を改善させるとともに、学校・家庭・地域が連携した取り組みを進めることが大切です。

学校では、子どもたちが規則正しい生活習慣を身に付けるように学校全体で協力して子どもに関わることが求められています。

「食事をしっかり食べる」「外遊びを推進する」「睡眠時間を十分とる」をはじめ、「あいさつをする」「ルールや時間を守る」など、子どもたちの暮らしに関心を向けた取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校でのきまりや暮らし方について、子どもたちの実態や発達段階に応じた指導を計画的に進める。
- 学校便り・保健便り・給食便り等で積極的に学校から家庭に向けて情報発信を行う。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校間で、園児・児童生徒の指導上、必要な情報の共有と連携を進める。
- 児童生徒指導では学校・家庭・地域の情報連携・行動連携を進める。
- 教員だけでなく、保護者や地域の方々も対象とした講演会や研修会を行い、子どもの生活等を考える場を設定する。

小中学生のいじめや自殺等の問題が、大きく伝えられている現在、学校だけにとどまらず、社会や家庭生活において、人を思いやったり、相手の立場に立って考えたり、目上の人を敬い自分より小さい子を大切にすることを育てるとともに、規範意識や忍耐力や協調性などの社会性を身に付けさせることは大切です。

学校では道德教育の重要性を教職員間で共通理解し、教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養うように努めることが重要です。特に、道德教育の要となる道德の時間においては、他の学習活動と連携を図りながら、計画的、発展的な指導によって道徳的实践力を育成するよう取り組みを進めます。

「いのち」を大切にすることを、他人を思いやる心、規範意識など児童生徒一人ひとりの豊かな心を育むために、学校・家庭・地域と連携を図りながら、様々な体験を通して心に響く教育を進めていくことが今まで以上に大切になってきています。

具体的行動指針及び取り組み例

- 道德教育の要として道德の時間を位置付け、重点目標を設定し、計画的に指導の充実を図る。
- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な連携を図りながら、日常的な学習の中で計画的・発展的な指導に取り組む。
- 子どもたちによる奉仕活動やボランティア活動等、様々な体験活動を通じて取り組みを進める。
- 学校内における縦割り集団の活用や、学校外における体験活動により、異年齢交流を進める。
- 学級会活動・児童会活動・生徒会活動等、子どもたちが主体となれる人間関係づくりに取り組む。
- 積極的に授業を公開したり、あいさつ運動に取り組むなど、家庭や地域との連携を図りながら、道德教育を計画的に推進する。

少子化や地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない多くの人々との出会いや社会・自然・芸術などと直接ふれ合う様々な体験が乏しくなっています。様々な体験活動を通して、人や社会等とのつながりを自覚し、他者への関心や愛着、信頼感を高めるようにすることが大切です。

体験活動は文字どおり、自分の身体・五感を通して実際に経験する活動のことです。子どもたちが、学校・家庭・地域社会を含めた生活空間の中で、他者、社会、自然、環境と直接的なかかわりを持ち、豊かな体験をすることが必要です。そして子どもたちが自分自身の体験の中から課題を見つけ、その課題解決に向けて自主的に取り組んでいけるように、体験活動を計画的に位置付け、その充実を図ることが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 逗子の豊かで恵まれた自然にふれるとともに、自然のすばらしさや大切さを学ぶ自然体験学習を進める。
- ボランティア活動等の社会奉仕活動の意義を知り、自らが参加し、社会性や協調性を育むような手助けをする。
- 発達段階に応じた勤労体験(職業体験)に取り組み、働くことや学ぶことの意義について学習を進める。
- 市の公共施設など整った環境で芸術を楽しみ、文化活動や児童生徒間の交流などを通じて豊かな感性の育成に取り組む。
- 様々な体験活動を通して、問題解決的な学習を進める。
- 多くの人々との交流場面を設定し、場面に応じた対応などについて学習する場や機会をつくる。
- 集団宿泊活動を通して、子ども同士が互いのつながりを自覚し、他者への関心や愛着、信頼感を高める機会にする。

行動プラン④ 食育の体系化と体力づくり・健康教育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの健康を取り巻く問題が顕在化しています。基本的な生活習慣の問題・心の健康の問題・食習慣の問題・飲酒や喫煙、薬物乱用などの問題・性に関する情報の氾濫・運動能力の低下など様々な健康に関する課題に対して、家庭や地域と連携した教育を推進することが必要です。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが必要となっています。

学校においては、これらの課題に対する指導の充実を図り、子どもたちが実践力を身に付けられるように、体力づくりとともに、心身の健康に十分配慮した健康教育を進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 健康の維持増進に向け、発達段階に応じた健康教育を推進する。
- 遊びやスポーツを通じた体力づくりを推進する。
- 個に応じた食の安全指導に向けた校内体制の整備を進め、子どもたちの食に対する体験学習活動をはじめとする食育を推進する。
- 学校における食育の体系化を進めると共に、生きた教材となる学校給食の活用を図り、学校給食での地産地消を推進する。
- 薬物乱用防止教育や喫煙防止教育・安全教育、健康・安全に配慮した教育課程の編成を行う。
- 家庭との連携のもと、発達段階に応じた性教育を推進する。
- 健康教育の推進に向けた研修会等を設定し、保護者との連携を促進する。

II 課題に迅速に対応する学校づくり

激しく変化する社会にあっても、社会の変化に影響されることのない教育の大きな目的は、人格の形成に寄与すること、個人の能力を伸長すること、自立した人間を育てること、社会の良き構成員を育成すること等です。これを教育における「不易」と呼びます。さらに、時代の変化に応じてその必要性や重要性が叫ばれ、注目を浴びる今日的な教育の課題もあります。これを「流行」と呼んでいます。

学校は、これらの「不易」と「流行」の両者に対応し、大きな根幹である教育の本質を踏まえつつ敏感に世の中の情勢を見極めて教育を推進していくこととなります。

『学校教育総合プラン』の二つ目の柱「課題に迅速に対応する学校づくり」は、この教育の根幹と今日的な課題とを意識しながら、「多様な教育的課題への対応」と「地域に開かれた学校づくり」を項目としてあげています。

「多様な教育的課題への対応」には、

- ①子どもの安全と安心の確保の推進～防災教育の推進～
- ②いじめ・不登校等への対応の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進
- ④国際教育の推進
- ⑤キャリア教育の推進
- ⑥福祉教育の推進
- ⑦環境教育の推進
- ⑧情報教育の推進

と八つの行動プランがあります。これらは、子どもの学校内外の安全確保や「小1プロブレム」・「中1ギャップ」など、保護者が不安に思っていることに対応するため、また、国際社会に生きる日本人育成のための国際教育や地球的規模の環境問題が話題となっている今日的テーマにかかわる環境教育の推進などのため、保護者や地域、社会全体からの要請に基づいた内容を精選したものです。

「地域に開かれた学校づくり」の項目の下には、

- ①地域への情報発信と学校公開の工夫
- ②地域教育力の活用～学校支援地域本部の設置～
- ③学校評価を生かした学校の改善

の三つの行動プランがあります。これらは、学校が保護者や地域、社会のニーズを踏まえ教育課程の編成や指導法や評価方法の工夫改善にあたるなど、積極的に情報を発信し説明責任を果たしながら、保護者や地域の方々とともに子どもたちにとってより良い学校づくりを進めていくために設定しました。

特に、行動プランの②における「学校支援地域本部」は、2009年（平成21年）度に逗子市立小中学校8校すべてで立ち上げ、今後の学校と地域の協働を推進する組織として期待されています。行動プラン③の学校評価とともに、新しい学校のあり方を模索するものです。

1. 多様な教育的課題への対応

行動プラン① 子どもの安全と安心の確保の推進～防災教育の推進～

現在必要とされている教育環境として、子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるということが求められています。

防災・防犯・不審者対応など、自らが安全意識を持つことや、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により地域ぐるみで子どもたちの環境を整備する必要があります。

子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備できるよう、放課後や週末に子どもたちが体験・交流活動をするための場づくりを進められるよう取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもが安心して学び、生活する場であるとともに、応急・緊急避難所としての役割を果たす教育施設の整備する。
- 学校と保護者・地域との連携により、子どもの安全を地域ぐるみで守るための整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教室の開催を進める。
- 子どもたちの安全・安心な活動拠点としての学校において、地域住民の参加を得て、学習活動や様々な体験・交流活動の場を子どもたちに与え、健全な育成を図る。

行動プラン② いじめ・不登校等への対応の推進

いじめや不登校はどの子にも、どの学校にも起こり得るものであることを十分認識し、地域・保護者ととともにその未然防止や早期発見・早期対応への取り組みが、今各学校において求められています。

いじめについては「いじめは許されない、いじめる側が悪い」ということを明らかにして、子どもの立場にたった親身な指導を行い、適切な対応を毅然とした態度で行き渡らせる必要があります。

不登校児童生徒に対しても一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校を中心とした総合的な支援体制の構築が望まれています。

支援を必要としている子どもたちに応えるために、学校では子どもたちの心の問題に迅速に対応できるよう相談体制を充実させるとともに、校内の支援体制の充実と外部の専門機関との連携を図り、協働することが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、問題に適切に対応できるよう、組織的対応を図る。
- 子どもたちの実態を把握し、規範意識や温かい人間関係づくりを意図的・組織的に進める。
- 教育研究所・児童相談所等の専門機関との連携を密にし、子ども一人ひとりの課題に応じた支援を積極的に行う。
- 個人情報の保護に十分配慮しつつ、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の情報連携を進め、未然防止に役立てる。
- スクールカウンセラー・うるおいフレンド（心の教室相談員）を活用し、組織的に校内相談体制の確立を進める。
- 保護者と学校が子どもの支援ニーズに対する共通理解を図り、協働して支援を進める。
- 人権等に配慮した学級・学年・学校経営を進める。

行動プラン③ 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進

幼稚園・保育園から小学校に入学した子どもたちが、新しい環境になじめなかったり、授業中に立ち歩いたり騒いだりする問題を「小1プロブレム」といいます。

同様に、中学に入学した際に生じる問題を「中1ギャップ」といい、近年大きな問題となってきました。

これらの問題を解決し、子どもたちが希望に満ちた学校生活を送れるよう支援していく必要があります。

これらの問題を解決するため、幼稚園・保育園と小学校の連携、さらに小学校と中学校の連携を図り、子どもや保護者が、学びや生活が連続していると安心できるように、相互の教育活動を理解し、協力していくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもが一人の社会人として自立できるよう幼稚園・保育園・小学校・中学校がそれぞれの責任を果たし、かつ連携・協力して支援する。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を進める。
- 幼稚園・保育園と小学校間では「生活科」や「総合的な学習の時間」を活用した子ども同士の交流や授業体験等を推進する。
- 小学校と中学校間では、「体育」や「保健体育」、「外国語活動」や「国際教育」などを活用した授業や行事などの交流を推進する。
- 小学校・中学校の連携では、教職員の授業等における交流や9年間を見通したカリキュラムの共同研修などの工夫・改善を行う。

今日、わが国では様々な面で異文化との接触や国際化が進展し、国際社会に生きる日本人としての資質の向上が重要な課題となっています。

これからの国際教育は、異文化や外国の生活様式を知ることにとどまらず、多文化との共生に向けて、国際社会においても自らの力を発揮できる資質や能力を育てることが必要であると考えています。

自分たちが生活している日本と世界の国々の現状について、自分たちの思いや考えをもち、それらを自ら発信し、かつ様々な文化的背景をもった人々を理解しようと努める態度の育成とコミュニケーション能力の向上に努めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 異文化を理解し、多文化と共生するために、小学校外国語活動及び中学校外国語（英語）科の授業を通して、コミュニケーション能力の育成を図る。
- 各学校に派遣している I E A（国際教育指導助手）の効果的な活用を進める。
- 学級や学年、学校行事等に、地域に住む外国人や外国での生活を経験されている方々を招き、諸外国の文化や歴史、自然を理解する活動を進める。

文部科学省が打ち出したキャリア教育に関する方針を踏まえ、子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方について自覚するよう、関係機関の協力を得て取り組んでいきます。子どもたちそれぞれの発達段階に応じて、学校・家庭・地域などが協働してキャリア教育を進めていきます。

キャリア教育は職業学習だけでなく、将来を見据えた「生き方の教育」であり、子どもの発達に応じたさまざまな生き方の学習に取り組んでいきます。

小学校では将来の生き方や職業への夢や期待を膨らませ、将来への明るい展望や事故の可能性への期待を広げることも含まれています。

中学校では、すでに地域・保護者による講師を活用した授業、さらに地域での職業体験活動の実施などに取り組んでいます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 将来の自立に向けて望ましい職業観、勤労観を育むために、キャリア教育で身に付けさせたい力を明確化させ、効果的な場面で教育実践を展開する。
- 家庭、地域、関係諸団体との連携による職場体験活動を進める。
- 子ども発達段階に応じて、将来の生き方についての学習を実施する。
- 職業体験学習実施にあたり、子どもの発達に応じた有意義な活動ができるように、地域・保護者に協力を依頼する。
- ものづくりに関する、子どもたちの興味・関心につながる知識・技術を習得させるために、ものづくり体験への理解を図る。

私たちの周りには、障がいを持つ方や高齢の方々が多く、ともすると福祉とはそのような方々のために何かをすることと子どもたちはとらえがちです。しかし、福祉は特別な人の誰かのためのものという限定されたものではなく、一人ひとりの

「 **ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ 」

を願うものという観点で、福祉教育を進める必要があります。

年齢の違い、障がいの有無にかかわらず、お互いに相手の立場を思いやり、声をかけ合える温かい人間関係をつくり、心を育てる教育を進め、誰もが住みやすい社会をつくる担い手を育成していくことが、これからの社会において大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもたちの発達段階に応じた福祉教育や人権教育を推進し、人を思いやる心を育てる学習を実施する。
- 関係諸機関とのコーディネートを進める教育相談コーディネーターが、その機能をより深めるよう取り組む。
- 逗子市福祉部や逗子市社会福祉協議会と連携を取りながら、発達段階に応じた福祉教育の体験的な活動も含めて実施する。
- NPOなどの外部団体や保護者と連携し、福祉に関する授業の指導の工夫と改善を図っていく。

逗子市では、今日、世界的に大きな課題となっている環境に関する諸問題の解決に向けて、逗子市環境基本計画がつくられています。

逗子市立小中学校においても、一人の市民である子どもたちの明るい未来のために、身近な環境問題について自ら考え取り組んでいこうとする態度を育て、子どもたちが自然に、環境にやさしい行動が取れるようになることを目指して、環境教育に取り組んでいきます。

環境教育の取り組みが、子どもたちだけの活動にとどまらず、各家庭・各地域へと広がっていくことを目指しています。地域・保護者の方にとっても、子どもたちとともに活動できるような具体的な取り組みを推進していきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 環境教育の指導計画を作成し、取り組む行動事項と目標を明確にして、環境教育を積極的に推進する。
- 小中学校の担当者による情報交換や、児童生徒による情報交換会を進める。
- 地域・保護者との連携だけでなく、環境教育に関わる諸機関との連携も積極的に進める。
- 環境に対する子どもたちの意識を育て、子どもの実践活動を通して、家庭の理解を深めていくように努める。

情報機器の急速な進歩により、インターネットが普及し、携帯電話を持つ小中学生が増加してきたことにより、様々なトラブルに巻き込まれるケースも出てきています。

情報機器を活用する力は、現代では必要不可欠であり、その能力の育成を図ることは重要です。情報が氾濫する情報社会においては、ネット上の情報に惑わされず、自分自身に必要な情報を正しく取捨選択する力を自らが身に付けること（なおかつ自分の考えや情報を発信する情報リテラシーを学び）ネット上での情報交換の場における、エチケットやモラルの教育を図ることが求められてきています。

具体的行動指針及び取り組み例

- 小中学校で発達段階に合わせた情報機器の活用能力の育成を図る。
- ネットやメール等については、被害者にも加害者にもならないよう指導するとともに、情報の発信者としてのモラルの育成を図る。
- 情報ツールとして映像を扱い、映像を読み解く力を育成する。
- 校内のパソコン環境の整備を行い、ICTを活用した授業を積極的に行う。
- パソコンを活用した指導の充実を図るとともに情報リテラシーの育成を図る。

2. 地域に開かれた学校づくり

行動プラン① 地域への情報発信と学校公開の工夫

学校が様々な教育課題の解決に向けて取り組むとき、家庭や地域社会との連携はますます重要になってきています。

学校教育目標や重点課題等を積極的に公開し、開かれた学校運営に努めることや、地域保護者への学校説明会や授業公開日の定例化を進め、学校を地域に十分に開くよう取り組みを進めていきます。

また、個人情報保護に十分注意しつつ、学校から積極的に情報発信をすることにより、地域と学校とが適切な相互理解を深めていくことを目指します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 地域教育協議会等を通して、地域に対して学校運営に関する理解を深める。
- 学校の教育活動を積極的に公開し、地域と課題を共有することで子どもの成長支援をしていく。
- 個人情報に十分注意しつつ、学校便りやホームページ等で、学校情報の発信を進める。
- 保護者や地域の理解と協力を得ながら学校運営を進める。

行動プラン② 地域教育力の活用～学校支援地域本部の設置～

都市化や核家族化、少子化の進行は、地域の連帯感を希薄にし、地域の教育力を低下させる要因の一つとなっています。しかし本来、地域には多彩な人的・物的なリソース（資源）があり、それを教育に生かすことは重要です。

地域の貴重なリソースを学校に取り込み、教育活動の充実を図ること、また、地域の中で子どもが豊かに育つことを大切にしていきたいと考えています。

これまで、市としてボランティアによる学校支援システムを立ち上げ、学校支援ボランティア登録制度を充実させてきました。既に各学校では、このボランティアを「総合的な学習の時間」や読書活動の推進などの教育活動の中で活用していますが、さらに、2009年度（平成21年度）に、市立小中学校全校で立ち上げた学校支援地域本部を、日常的な学習の場面や各種の行事、クラブ・部活動などでも、有効に活用していきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校支援地域本部、地域教育協議会、地域コーディネーターとの緊密な連携を図り、学校教育及び地域教育力の一層の充実を図る。
- 教職員同士、教職員と保護者・地域の方々との円滑なコミュニケーションの推進を図る。
- 道徳の時間、総合的な学習の時間等の教育活動において、地域人材の活用を積極的に進める。
- 保護者や地域の方々に対し、様々なボランティア活動への参加を呼びかけ、各地域本部におけるボランティア登録を進めるとともに、地域本部間のネットワークづくりを推進する。

現在、学校はその教育活動全体について、絶えず自己点検・自己評価を行い、その結果を適切に分析、改善することで、教育の質を向上させていくことが求められています。そのためには、学校運営の状況について保護者や地域住民等に対して積極的に情報を発信し、説明責任を果たして、社会の期待と信頼に応える学校づくりを目指していかなければなりません。

さらに、学校の自己評価に基づいた学校関係者評価に取り組み、評価の視点や重点をしばり、児童生徒・保護者・地域の方々による適切な評価を実施し、更なる教育活動の向上に取り組みます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校評価システムを構築し、自校の実態を分析・検討する。学校目標との関連を明確にしつつ、視点や重点を明らかにした目標や評価項目を設定して評価のポイントを絞り、実効ある評価活動を実施する。
- 学校の自己評価に基づいた学校関係者評価を生かし、具体的な学校改善を行うとともに、開かれた学校づくりを進める。
- 学校評価の結果に基づいて、改善・支援・条件整備を行い、保護者・地域に情報として発信していく。

Ⅲ 教員の指導力向上

今日、子どもたちの「基礎学力の確実な習得」「学力の向上」「生きる力の育成」の取り組みを進める上で、「教員の指導力」が強く求められています。

神奈川県では2007年（平成19年）に策定した「教職員人材確保・育成基本計画」の中で、「めざすべき教職員像」として、三つの要素と13の教職員像に整理して提示しています。

1. 人格的資質・情熱 教職員としての人格的資質・教職への情熱

- ①豊かな人間性と社会性、高い対人関係能力とコミュニケーション能力をもっている
- ②子どもへの教育的愛情と責任感、教職に対する使命感と誇りをもっている
- ③高い倫理観をもち、公平・公正に行動できる
- ④変化に対応し、学び続ける向上心をもっている

2. 課題解決力 子どもや社会の変化による課題の把握と解決

- ⑤子どもをよく理解し、多様な教育的ニーズに対して適切に対処・指導できる
- ⑥得意分野をもち、個性豊かで、連携・協力しながら指導できる
- ⑦豊かな創造力をもち、新たな課題へ積極的に挑戦する意欲や実行力をもっている
- ⑧教職員全体と協力し、学校全体を意識しながら組織的に取り組むことができる
- ⑨保護者、地域の人々と協力して取り組むことができる

3. 授業力 子どもが自ら取り組む、わかりやすい授業の実践

- ⑩子どものやる気を引き出し、意欲を高めることができる
- ⑪わかりやすい授業の実践ができる
- ⑫高い集団指導の力をもち、望ましい学級づくりができる
- ⑬授業研究を生かした校内研修に進んで取り組むことができる

近年、団塊世代の大量退職により、経験の浅い教員に対する指導力の向上は急務であります。

本市の教員の指導力を高めるために、この『学校教育総合プラン』では、学校の教職員全体が相互に教えあい・学びあうことを基本にして、次の四つの柱を提起いたします。

- ①「授業研究の充実」・・・座学の研修だけではなく、自らが実践し、校内や校外からの積極的な意見聴取により自らの授業改善を目指します。
- ②「授業評価の活用」・・・授業について、自らの振り返りとするだけでなく、自分の授業を多角的に問い直す材料として授業評価シートを取り入れたり、外部の教育専門家の評価を頂いたりして、授業改善を進める手立てとします。
- ③「地域教材の積極的活用・開発の促進」・・・教材づくりに必要な力量を付けるとともに、子どもにとっての身近な学習課題として、意欲的な学びへとつなげていきます。
- ④「研修事業の充実」・・・授業技術の向上やニーズに応じた授業づくりに役立つだけでなく、教育の専門家としての力量、さらに総合的な人間力向上にもつながる研修事業としていきます。

1. 教員研修・研究の充実

行動プラン①

授業研究の充実

学校教育において、中心となるのは授業です。授業は、教育の専門家である教員の計画により、子どもの自発的な探究活動を重視して展開される学習活動です。授業を行う教員には、優れた授業計画と実践力が求められます。

学習指導の充実に向けた校内研究は多岐にわたりますが、その支柱をなすものは授業研究です。その中心となる研究授業では、視点を明確にし、提案性のあることが重要なポイントとなります。

また、授業者だけでなく全員が積極的にかかわり研究を推進し成果を共有することに大きな意義があります。

授業研究の活性化を図り、質の高い授業づくりを推進するためには、外部講師の招聘や他校の研究授業や研究発表への積極的参加が必要となります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 標準化された学力調査等の結果を活用し、子どもの実態を十分に把握する。
- 授業改善のための校内研究が積極的に行われるよう、研究組織（役割）を明らかにし、研究主題を踏まえた具体的手だてを検討する。
- 効果的な学習指導案事前検討、研究協議の方法を確立するなど、校内研究の充実により教員の資質向上を図る
- 各学校で行う授業研究会を市内全校に知らせ、学校間の実践交流を行う。
- 市内外の研究協力者・講師を活用し、校内研究会を充実させる。

子どもが「自ら取り組む」「わかりやすい」授業を実現するためには、日々の授業改善が必要です。そのために多くの教員が、よりよい授業づくりに向けて、絶え間ない努力や研鑽を重ね、教員一人ひとりの力量を高める必要があります。

学校の自己評価がよりよい学校づくりに資するために行われるように、授業についても他の教育活動と同様にねらいを明確に示し、実践を積み重ね、評価を行い、改善を進めていくことが大切です。

授業評価は、「よりよい授業づくり」を目指して行われ、その結果が次の計画や授業実践に生かされるとともに、子どもたちの「確かな学力」を育むための一つの方法です。

日常の授業を質的・量的（数值的）に評価し、指導に生かしていく体制づくりと、授業評価の活用に向けた教員の意識改革を進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 毎日の授業の中に生きる授業評価を目指した授業評価シートの研究とその活用に向けた学校体制づくりを進める。
- 指導と評価の一体化の実践を進め、授業力の向上を図る。
- 教科や学年、学校全体で授業評価の分析結果を共有し、課題解決に取り組む。
- 授業評価についても学校評価を行い、その成果と課題を公表し、家庭・地域と連携して教育活動の向上を図る。
- 外部講師等の教育の専門家を活用した授業評価を進め、多様な観点から授業評価を行い、評価の幅や精度を高める。
- 「児童生徒による授業評価」と「教員相互による授業評価」から、研究授業における参観の視点や研究協議の観点を明確にし、授業研究を充実させるとともに、教員相互の授業研究に対する積極的な参画意識を醸成する。

市立小中学校は、地域に根ざした学校であり、地域には学習に生かせる多くの素材・教材があります。子どもたちに身近な素材・教材ということから、観察や見学という体験的学習ができる授業となり、より具体的な、深い学習となっていくます。

また、これらの地域の素材・教材をもとに作成されたデジタル教材の活用が「わかる授業づくり」の一つとしてあげられます。デジタル化した教育用コンテンツを充実させることにより、教師の指導力の向上につながり、子どもたちにとっても、楽しくわかりやすい授業になります。

さらに、開かれた学校づくりの視点から、外部人材を積極的に活用し、地域社会の教育力の向上が図れるような環境づくりを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教科・学年ごとなどで地域素材の発掘を進め、新しい視点で授業に取り入れる工夫を図る。
- 地域素材・教材を取り入れた授業研究を行い、各学校の教育課程に位置付ける。
- 各学校で開発した地域教材を蓄積し、市内の全学校で活用できる共有財産とする。
- 市内の全学校で「教材の共有化」をするためにデジタル教材の活用を推進する。
- 地域素材活用のため、講師を招き研修会を行う。
- 保護者・地域の外部人材の積極的な活用を推進する。
- 地域にある郷土資料館・郷土資料室を積極的に活用する。
- 児童生徒用副読本「わたしたちの逗子」「逗子の自然」を活用したカリキュラム開発を推進する。

一人ひとりの教職員がより一層専門性を高め、その力を最大限に発揮しながら学校の組織力を高めることが益々重要になってきています。そのため、校内においても様々な研修活動が計画され、教育研究所においても教職員のニーズに応える研修を進めています。教職員はこれら学校内外での研修会に積極的に参加し、質の高い授業づくりを進めています。

また、現在、教員の大量退職と大量採用の時代にあって、ここ10年の間に多くの教員が入れ替わります。そのため、教員の人材育成を着実に進めていくために、学校内においてOJT_wを組織的に推進していきます。OJTは、職務を通じた研修であり、すべての教員を対象として、身に付けるべき力を、意識的・計画的・継続的に高めていく取り組みです。教員一人ひとりが職務遂行能力の向上を図ることで、学校全体として質の高い教育を提供することができます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教育研究所の研修や市内外の研修への参加を促し、教員の専門的力量的向上を図る。
- 学校内においてOJTを組織的に推進する。
- 経験年数に応じた職能開発に有用な研修プログラムを提供する。
- 実践的指導力を身に付けさせるための研修プログラムの開発・実施を行う。
- 自主的な教員研修を支援する体制づくりを行う。

学校教育総合プランの評価と 学校評価との関連について

1 これまでの評価に係る課題

これまで本市では次のような評価の方法を行ってきました。

先ず、学校教育総合プランについては、年度当初作成していただいた実施計画シートを基に、年度末に行動プランごと学校の自己評価をしてもらいました。

2007年（平成19年）度の評価基準は、

- A：計画を上回る顕著な実践ができた
- B：計画どおり概ねできた。
- C：計画した水準まで進めなかった

の3段階評価としました。

しかし、この基準では各学校が頑張ってもほとんどB評価となり、一般的なB評価のイメージとの間にずれが生じてしまうため、2008年（平成20年）度は次の4段階評価に変えました。

- S：行動プランの水準を上回ることができた
 - ・次年度の行動プランを先行実施できた
 - ・行動プランが詳細にわたって充実できたのいずれかが、クリアできている状況

- A：行動プランの全体を水準まで進めることができた
- B：行動プランの一部を水準まで進めることができなかった
- C：行動プランの全体を水準まで進めることができなかった

この改正によって、各学校の取り組みがある程度正当に評価されたと考えていますが、次の二つの課題が残りました。

- (1) この評価の場合、何をSとし何をAとするか等の判断が、学校ごとで微妙に違ってきてしまうこと
- (2) 各学校が別途行っている「学校評価」との関連が明確でなく、学校の評価に費やす事務負担感が大きいこと

そこで、この課題を解決するために、2010年（平成22年）度より次のような改善を図ります。

2 学校教育総合プランの評価方法の改善について

2008年（平成20年）度の学校教育総合プランの評価方法は次のようになっています。

先ず、「三つの柱」「五つの項目」ごとに合計「23の行動プラン」があります。各学校はその行動プランそれぞれについて、3ヵ年の計画を初年度書き込み、年度末にどこまで達成できたのかを総合的に判断して上述のとおり4段階で評価して

います。

しかし、実際にはひとつの行動プランには複数の取り組み内容が含まれています。たとえば、「基礎学力の定着のための個に応じた指導の充実」という行動プランの取り組み内容として、

- ①少人数指導の効果的な工夫改善
 - ②長期休業中の補習や学習相談の実施
 - ③学習状況調査等の結果分析の授業改善への活用
- などの取り組み内容が考えられます。

2010年（平成22年）度からの改善方法は、この三つの取り組み内容を総合化して4段階評価するのではなく、一つひとつの取り組み内容が「達成できた」のか「達成できなかった」のかを明確にする、そして行動プランの達成率として評価します。

たとえば、上の三つの取り組み内容中、二つが達成できたとすれば達成率は66.7%となります（小数点以下2位は四捨五入し、小数点以下1位まで表示する）。

また、「達成できなかった」と評価された取り組み内容については、なぜできなかったのか、その理由を評価シートの「成果と課題」の欄に簡潔に記入してもらいます。

教育委員会としては、達成できなかった理由を分析し、次年度以降の支援や施策として役立てていきたいと考えます。

さらに、取り組み内容によっては定量的評価（対象の量的な側面に注目し、数値を用いた記述、分析を伴う評価）ではなく、定性的評価（対象の質的な側面に注目した評価）が望ましいものもあります。特に、取り組みのステージが進むにつれて「定性的評価」が中心になることも考えられます。その場合は、評価シートの「成果と課題」の欄に評価の内容を文章表記してもらいます。

評価シート及び評価一覧表の例は、表1及び表2を参照してください。

3 今後の学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について

最後に、学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について触れておきます。2008年（平成20年）の年度末の評価は次のように行われました。

まず、学校教育総合プランについては前述したとおり、評価シートを使って全行動プランについて4段階評価をし、一覧表にまとめてもらいました。また、学校長の学校経営との関連を自由記述で「三つの柱」「五つの項目」ごと書いてもらいました。

一方、各学校の学校評価は、先ず子どもや保護者の意見を参考にしながら学校が自己評価し、それについて2008年（平成20年）度よりスタートした「学校関係者評価委員会」で議論して最終的な学校の自己評価を提出してもらいました。

なお、ここで言う「学校評価」とは次のような評価のことです。

《学校評価の実施手法》

- ア 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- イ 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- ウ 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

しかし、その際の評価の観点が学校教育総合プランの「三つの柱」「五つの項目」「23の行動プラン」と異なっていたため、市民から「わかりにくい」といった指摘があり、学校としても評価を二重に行っているという負担感を感じる傾向がありました。

そこで、次年度以降は次のように改善を図っていきます。

- (1) 年度当初に「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」を作成する際、各学校の学校経営との関連で「三つの柱」それぞれについて1～2程度（合計で5，6個程度）の重点目標を設定する。（多くとも10個以内とします）
- (2) 各学校は、その重点目標を中心に自己評価を行う。子ども、保護者、地域に対する説明もこの重点目標について詳細に行い、学校関係者評価委員会に提出する自己評価もこの重点目標について作成する（表3を参照のこと）。
- (3) それとは別に、年度末に「逗子市学校教育総合プラン評価シート」は前述したとおり作成し、逗子市教育委員会へ提出する。
- (4) 重点目標の進捗状況に応じて、次年度「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」の重点目標を変更する。
- (5) 逗子市教育委員会は、提出された各学校の学校評価の分析から、各学校への逗子市教育委員会としての支援や条件整備等の改善措置を講じる。

ところで、2008年（平成20年）1月に改訂された文部科学省「学校評価ガイドライン」では、学校評価の目的として次の三つを明示しています。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校としての組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

今回改定の学校教育総合プランの評価及び学校評価が、各学校の組織改善に資するとともに、逗子の子どもたちに対する豊かな教育を保障するものとなることを切に願っております。

表1

学校教育総合プラン実施計画 22年度の報告 (逗子市立〇〇中学校) 2011.3.

○学校教育総合プランの3つの柱

I 子どもたちの学力向上

○学校教育総合プランの項目

1 個に応じた指導の充実

実施計画

①実施計画の重点等

- ・新学習指導要領への円滑な移行
- ・指導法の工夫改善による、基礎・基本の習得・思考力、判断力、表現力及び主体的に学ぶ態度の育成
- ・少人数指導・習熟度別指導の充実と成果の数値化(数学・理科・英語)
- ・「読解力」向上と読書活動の推進
- ・教育相談コーディネーターを中心とした、校内支援体制の確立

②実施にあたっての留意事項、地域や保護者の協力など

よりよい習慣づけ 基本的な生活習慣と学習習慣との好循環の実現
 保護者との連携による基本的な生活習慣の確立
 家庭学習の習慣化=家庭学習計画、予習・復習の励行、保護者への協力依頼

34

行動プラン	H22(2010)年度予定取り組み内容	H23(2011)年度予定取り組み内容	H24(2012)年度予定取り組み内容
① 新学習指導要領の完全実施に向けた取り組み	a 選択教科時数の削減と数学・理科時数の拡大 b 全教科における言語活動の実践 c 理科の実験充実に向けた実践	a 週29時間授業の実施 b 言語活動の充実に向けた全教科単元計画の作成 c 理科の実験充実に向けた単元計画の作成	a 新学習指導要領の完全実施 b 全教科における年間通した言語活動の充実 c 年間通した理科の実験授業の充実
	(評価) a 達成した b 達成できなかった	(評価)	(評価)
	○ 評価については、個々の取り組み内容について「達成した」「達成できなかった」の2項評価とする。 ○ 2項評価が可能な取り組み内容を設定する。ただし、定性的評価がふさわしい場合には、課題の欄で触れる。		
	成果と課題 ・bについては、	成果と課題	成果と課題
	○ 達成できなかった取り組み内容について、「なぜ達成できなかったのか」「何が課題なのか」を必ず記入する。 ○ 達成できた取り組み内容についても、成果や課題を記入する。		

表2 ○ ○ 中 学 校 教 育 総 合 プ ラ ン 実 施 計 画 ・ 評 価 一 覧 2010 ~ 2012

3つの柱	項目 ----- 実施計画の重点等	行 動 プ ラ ン	今年度一部変更あり☆	達成率 2010	重点目標	今年度一部変更あり☆	達成率 2011	重点目標	今年度一部変更あり☆	達成率 2012	重点目標	項目別達成率 10	項目別達成率 11	項目別達成率 12	柱別達成率 10	柱別達成率 11	柱別達成率 12	
Ⅰ 子どもたちの学力向上	1 個に応じた指導の充実 〔実施計画の重点〕 ○新学習指導要領への円滑な移行 ○指導法の工夫改善による、基礎・基本の習得・思考力、判断力、表現力及び主体的に学ぶ態度の育成 ○少人数指導・習熟度別指導の充実と成果の数値化（数学・理科・英語） ○「読解力」向上と読書活動の推進 ○教育相談コーディネーターを中心とした、校内支援体制の確立	① 新学習指導要領の完全実施に向けた取り組み	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0%			0%			
		② 基礎学力定着のための個に応じた指導の充実	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		③ 「読解力」向上の取り組みの推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		④ 読書活動の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑤ 校内支援体制の構築による支援教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
	2 健やかな心と身体の育成 〔実施計画の重点〕	① 基本的な生活習慣の育成	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0%			0%			
		② 豊かな心を育む道徳教育の充実	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		③ 豊かな体験活動の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		④ 食育の体系化と体力づくり・健康教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑤ 校内支援体制の構築による支援教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
Ⅱ 課題に迅速に対応する学校作り	1 多様な教育的課題への対応 〔実施計画の重点〕	① 子どもの安全と安心の確保の推進 ～防災教育の推進～	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0%			0%			
		② いじめ・不登校等への対応の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		③ 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		④ 国際教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑤ キャリア教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑥ 福祉教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑦ 環境教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		⑧ 情報教育の推進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
	2 地域に開かれた学校づくり 〔実施計画の重点〕	① 地域への情報発信と学校公開の工夫	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0%			0%			
		② 地域教育力の活用 ～学校支援地域本部の設置～	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		③ 学校評価を生かした学校の改善	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
Ⅲ 導力教員 向上の指	3 教員研修・研究の充実 〔実施計画の重点〕	① 授業研究の充実	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	0%			0%			
		② 授業評価の活用	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		③ 地域教材の積極的活用・開発の促進	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							
		④ 研修事業の充実	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>							

〔2010年度 評価基準〕 行動プランの取り組み内容数を分母に、「達成した」の数を分子にして達成率を出す。

表 3

20011 年 (平成 23 年) 2 月 2 0 日

逗子市教育委員会教育長 様

逗子市立 学校長

平成 2 2 年度 学校評価 (自己評価) 年度末評価について (報告)

次のとおり 平成 22 年度 学校評価 (自己評価) における年度末評価をご報告します。

三つの柱	項 目	学校が重点的に取り組んだ項目 の主な成果	学校が重点的に取り組んだ 項目の主な課題と次年度改 善策
I 子どもたち の学力向上	1 個に応じた指 導の充実		
	2 健やかな心と 身体の育成		
II 課題に迅速 に対応する 学校づくり	1 多様な教育課 題への対応		
	2 地域に開かれ た学校づくり		
III 教員の指導 力向上	1 教員研修・研究 の充実		

表 3

2011 年（平成 23 年） 2 月 2 0 日

逗子市教育委員会教育長 様

逗子市立 学校長

平成 22 年度 学校関係者評価（学校関係者評価委員会）年度末評価について（報告）

次のとおり 平成 22 年度 学校関係者評価(学校関係者評価委員会)における年度末評価をご報告します。

* ☆がついている小項目についてご記入いただき、これら以外にご意見がでた小項目につきましては、学校独自で小項目欄にご記入ください。

三つの柱	項 目	学校が重点的に取り組んだ項目の目標達成状況及び学校の取り組みの適切さ	改善方策についての意見
I 子どもたちの 学力向上	1 個に応じた指導の充実		
	2 健やかな心と身体の育成		
II 課題に迅速に対応する 学校づくり	1 多様な教育課題への対応		
	2 地域に開かれた学校づくり		
III 教職員の指導力向上	1 教員研修・研究の充実		

学校教育総合プラン 用語解説

用 語	解 説	ページ
a 不易と流行	「不易」は、いつまでも変わらないこと(さま)。不変であること。ここで言う「不易」は、変わることのない教育の本質。「流行」はその時々で取り組むべき教育的課題となっている事柄を言う。	1
b かながわ教育ビジョン	神奈川県教育委員会では、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、平成19年8月に、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を策定した。 この教育ビジョンは、県民との共同作品とするため、約2年にわたり、フォーラムやワークショップ、教育イベント等を継続的に開催しながら、県民論議や各関係団体との意見交換を進め、策定したものである。	1
c 逗子市総合計画基本計画	基本構想は、逗子市が迎える21世紀を希望と輝きに満ちた新世紀とするために、21世紀初頭を目標とする本市のあるべき都市像とそれを実現するための施策の方向を定めることにより、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針。地方自治法第2条第5項の規定に基づき、1997年(平成9年)2月7日、逗子市議会において議決された。計画期間は、1997年(平成9年)から2015年(平成27年)となっている。 本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造によって構成されており、2007年度(平成19年度)に、現基本構想における第3期となる基本計画(「逗子市総合計画基本計画2014」)を策定した。 基本計画の計画期間は、2007年度(平成19年度)から2014年度(平成26年度)までの8年間である。	1
d 新学習指導要領	P 4の「I 子どもたちの学力向上」を参照のこと。	1
e 知識基盤社会	平成17年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。21世紀はいわゆる「知識基盤社会(knowledge-based society)」の時代であると述べている。 ここでの定義は「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」としている。	1
f 教育三法	ここでいう「教育三法」とは、次の三法の改正を指す。 【学校教育法の改正】 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し、学校に副校長等の新しい職を置くことができることとして、組織としての学校の力を強化した。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築した。 【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築した。	4
g 「学力の要素」	平成19年に改正された学校教育法(第30条2項)に三つの「学力の要素」が示されている。	4

h キャリア教育	平成17年3月神奈川県立総合教育センター発行の「キャリア教育推進ハンドブック」によると、次のように定義されている。 「キャリア教育とは、児童・生徒が自らの人生を歩む上で、体験的な活動などを通して、働くことの意義など望ましい職業観や勤労観を育み、また職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する教育である。」	4
i 学習状況調査	神奈川県教育委員会と公立中学校校長会との共催で、毎年1月末から2月上旬に実施している学習状況の調査。調査の対象は小学5年生と中学2年生。調査教科は小学校は国語・社会・算数・理科の4教科。中学校は国語・社会・数学・理科・英語の5教科。	6
表題の『読解力』	2003年にOECD(経済協力開発機構)が実施した高校一年生対象の学習到達度調査を「PISA」(Programme for International Student Assessment)と呼ばれ、この調査で日本は『読解力』が前回より低下したと発表された。文部科学省の定義によると、この読解力は『読解リテラシー』(literacy ある分野に関する知識、教養、能力)と呼ばれるもので、「自らの目標を達成し、自らの知識と認識を発展させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」とされている。PISA型読解力とも言われる。	7
j 『逗子市読解力向上プラン』	平成17年度に逗子市立小・中学校より各1名ずつの委員を募り、策定を行った児童・生徒に「読解力」をつけるために学校で取り組むプラン	7
k 「学校版子どもの読書活動推進計画」	平成15年度に策定を進め、平成16年の4月に完成した逗子版の学校における読書活動の推進計画。 各学校は、この読書計画に基づいて自校で読書活動推進計画を定め、学校における読書活動の推進している。	8
l 学校図書館指導員	平成15年度より逗子市立小・中学校に、1名ずつ図書館司書資格を持った学校図書館指導員が配置されている。学校図書館の機能の充実と読書活動の推進を行う。	8
表題の「支援教育」	特別支援教育(とくべつしえんきょういく)は、障害児教育の新しい呼称。2001年の春から文部科学省は、旧来の特殊教育という言い方に代わって、この呼称を使用している。神奈川県では障がいのある子の他に軽度発達障がいの子どもや不登校なども含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。	9
m 教育相談コーディネーター	神奈川県では、子ども一人一人の課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内支援体制作りを進めることが重要と考え、そのキーパーソンとして教育相談コーディネーターの養成研修を平成16年度より実施している。教育相談コーディネーターは、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割をになっている。	9
n 「支援シート」	神奈川県教育委員会発行のパンフレットによると、支援シートは特別な教育的ニーズを持った児童生徒が、保護者・担任等とともに「これまでの取り組み」や「これまでの取り組みの評価」について相談して記入し、次の進路先(就学先、進学先等)に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として作成するシート。支援シートは、本人もしくは保護者が保管して活用する。	9

o ライフステージ	人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」「青年期」「壮年期」「老年期」などの段階のこと。	9
p うるおいフレンド (心の教室相談員)	平成10年に当時の文部科学省の「心の教室相談員」活用調査研究委託事業からはじまった。逗子市では、現在の事業として各小中学校に心の教室相談員を「うるおいフレンド」という愛称で派遣している。その職務は、学校における子どもたちの悩みや相談の相手になることや不登校の子どもたちの居場所づくりを主な仕事とし、スクールカウンセラーとは職務内容が異なる。	9
q 「小1プロブレム」 「中1ギャップ」	「小1プロブレム」は、小学校に入学したばかりの一年生が、授業中に歩き回ったり、話を聞かないなど、集団行動が取れない状態が続くこと。「中1ギャップ」は、小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。	14
r 学校支援地域本部	<p>家族や地域との絆の弱まり、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保する等の課題に対し、文部科学省では、教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをする「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施した。</p> <p>具体的には、地域住民が積極的に学校支援活動(例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等)に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減が図られるだけでなく、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、弱まった地域の絆を回復させ、地域の教育力を活性化させようとするものである。</p> <p>本市では、平成21年度より市立小中学校全校で「学校支援地域本部」を立ち上げた。「学校支援地域本部」は、学校とボランティア・ボランティア間の調整役である「地域コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」、学校支援地域本部の方針等について企画・立案を行う「地域教育協議会」からなっている。また、各学校の「学校支援地域本部」の情報交換・情報共有等を行い、市全体の推進役を担う「逗子市学校支援地域本部実行委員会」を設置している。</p>	14
表題の 国際教育	<p>従来の「逗子市学校教育総合プラン」では、「国際理解教育の推進」となっていたものを、今回改定に合わせて「国際教育の推進」と改めた。これは、国・県の「国際理解教育」から「国際教育」への流れに合わせたものである。</p> <p>ここで言う「国際教育」とは、「国際理解」を含みながら国際関係や異文化を単に「理解」するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識したもので、国際化した社会において、我が国の子どもたちが自立した個人として、いきいきと活躍できるよう、初等中等教育段階においては、すべての子どもたちが、①異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、「つながる」ことのできる態度・能力、②自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、③自分の考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力、を身に付けることができるようにすべきであるという考えに基づいている。</p>	18
s I E A (国際教育指導助手)	逗子市では国際理解教育の推進のために、教員とともに外国語指導にあたる国際教育指導助手(International Education Assistant)を、平成2年度より各中学校に派遣し、平成15年度からは小学校にも派遣をしている。	18

t NPO	NPOは、英語のNon-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。	20
u 情報リテラシー	情報リテラシーとは、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「リテラシー」(literacy)とは、文字の読み書きの能力を指し、これを情報一般に当てはめて情報リテラシーと呼ばれることがある。情報は様々な形式で表わされるため、情報リテラシーは、これまでの文字に代表される印刷物以外のメディアについても対象となる。文字の読み書き以外にも、視覚、聴覚、コンピュータ(ケータイ、ネットワークを含む)に関する能力などが含まれるといわれている。	22
v ICT	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。 日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。	22
w OJT	OJTとは、「On the Job Training」の略で、「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意欲的、計画的、継続的に高めていく取り組み」のことを言います。ここでは、学校内における人材育成の取り組みをさしています。	30

逗子市学校教育総合プラン（第Ⅱ期）

発行 2010年（平成22年）3月

○ 逗子市学校教育総合プラン改定検討委員会

委員長 富沢義弘（久木中学校長）

副委員長 佐藤真澄（沼間小学校長）

委員

山野辺美奈子（公募市民）

平唯介（公募市民）

野村一雄（逗子小学校教頭）

角田理（逗子中学校教頭）

鈴木雅史（逗子小学校教諭）

熊澤元（逗子中学校教諭）

斉藤誠（沼間小学校教諭）

伊地知真理子（久木中学校教諭）

橋本弥恵（久木小学校教諭）

武部はな（沼間中学校教諭）

高橋和美（小坪小学校総括教諭）

北林秀雄（池子小学校教諭）

川名裕（教育研究所所長）

アドバイザー 横浜国立大学 高木展郎 教授

※ 表紙は逗子市立久木中学校3年生 安藤梓さんの作品です